| Tiero / Issociated Treposit | ory or Academic resources   |
|-----------------------------|---|
| Title                       | 『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について:<br>アングロ=ノルマン期における農村の社会的諸関係の解明に向けて   |
| Sub Title                   | How did the English change their Names from Saxon to Continental Style just after the Norman Conquest?  |
| Author                      | 鶴島, 博和(Tsurushima, Hirokazu)  |
| Publisher                   | 三田史学会   |
| Publication year            | 1991  |
| Jtitle                      | 史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.1- 30  |
| JaLC DOI                    |   |
| Abstract                    | In the previous paper ('On the Norman Settlement and Anglo-Saxon Knights', the Studies in Western History, vol. 123, 1981, pp. 33ff), the present author suggested that when we probed deeply into the actual circumstances of the Norman settlement in rural society in England, one of the chief obstacles was the fact that after the Norman Conquest, a lot of English people changed their names from the Saxon to the Norman style. Mr. M.T. Clanchy, in his recent work (England and its Rulers 1066-1272, Oxford, 1983), also maintained that "One reason why it was difficult to decide who was Norman and who was English by Fitz Nigel's time was that most freemen by then used non-English personal names like 'Richard' and 'Robert' (pp. 56f)." It is, however, also difficult to decide how they had changed their own names. Nobody has given a precise answer to this simple question. So the purpose of this paper is to unravel some of the hidden processes of the Saxon's changing names. For this purpose I used Textus Roffensis as a main source and therefore set geographical and time limits for this study within Kent c. 1086-1120, in order to avoid generalizing the results. It, however, goes without saying that they cannot be merely disposed as one exception. The research into Textus Roffensis leads me to the following conclusions. First, (1) Some Saxons, especially local figures in villages had changed their names after the continental style such as Robert in order to form close connection with Norman settlers; Rodberto Latimi, et Ifuuino frater ejus praeposito de Chetham (Textus Roffensis, fo. 212r). In the second place, (2) Under this condition, some used French names as common or additional name: quidam Uulfuuardus, cognomine henricus de Hou (Textus Roffensis, fo. 183r). As time went on, a common name seemed to become a real name and an aboriginal one seemed to disappear. Thirdly, (3) the parents gave continental names to most of their children, although some of them were named in the Saxon style. "Evidently each new generation gave |
| Notes                       | <b>論文</b>   |
| Genre                       | Journal Article   |
| URL                         | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0001   |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 征服』 直後におけるサクソン系住民の改名について

アングロョ ノルマン期における農村の社会的諸関係の解明に向けて

1

その割合はかなりのもので、ノルマンの支配とフランス合を議論した旧稿の中で、正確な議論の障害となるのが合を議論した旧稿の中で、正確な議論の障害となるのがで、最近クランシーも同様の主張を行っている。著書の中で、彼は Winchester と Canterbury について具体的中で、彼は Winchester と Canterbury について具体的な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式な数字をあげて、十二世紀を経るにしたがって、大陸式は、ノルマン系騎士の階層的融を表演した。「世代が変わるの名前が中で、正確な議論の障害となるのができる。

とも一部の子供だけだったのか。改名の問題は興味がつすべてにフランス流の名前を与えたのであろうか。それたことにだけ求められるのであろうか。それが、自体も一般的な方法であることは疑いの余地がないが、具体も一般的な方法であることは疑いの余地がないが、具体とかロバート(Robert)といった大陸流の名前をつけえかロバート(Robert)といった大陸流の名前をつけるかし、サクソン人が名前を大陸式に改めた方法は、しかし、サクソン人が名前を大陸式に改めた方法は、

### ( <u>-</u>

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

る変動期ともいうべき一〇八〇年代から一一二〇年代ま

きない。

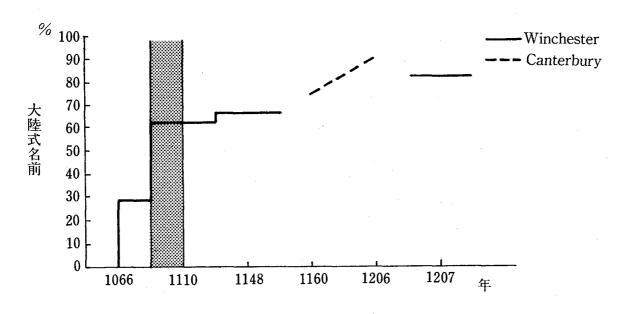
特に、

図1にも見られるように、

命名法におけ

=

史



| 1 アングロ=サクソン式名前と大陸式名前の変動

Clanchy, op.cit., p.57より作成

集団 書庫 問題全般を照射できるのもではない。 で本稿では、 での状況はどうだったのか知りたいところである。 は リオー~一一八は、 られて今日に至った史料集成である。 となり、 ケントのロチェスター司教座聖堂図書館に収蔵されてい 本であった。Textus の後半のフォリオー一九~二三五 "Institutiones regum Anglorun" 心とした史料集で、 さて、 言述べておきたい。Textus Roffensis なる 史 一二〇年代から三〇年代にかけて転写されて二冊の本 [が別の集団の名前を受け入れるという文化断絶的な つの 司教座と附属修道院のカーチュラリー (chartulary) (scrutinium librarii) との問題に一つの解答を示したい。もちろんこれ ついで遅くとも十四世紀までには一冊にまとめ ここで本論に入る前に、 解答であって、 Textus ti 具体的史料に即していくつかの事例研究を 十二世紀の文書庫の文献 アングロ゠サクソン期の法典集を中 まず司教座聖堂附属修道院の文 共通の文化的基盤を持ってい に保管されていた文書が、 検討する史料につい と記載された 同書の前半、 目 録 料 ₩ では が、 た

ともいうべき史料集で、これまた十二世紀には一冊の本ともいうべき史料集で、これまた十二世紀には一冊の本であった。この後者の史料集は、特許状、寄進状、十分の一税のリスト、軍役のリストそして右で述べた文書庫の一税のリスト、軍役のリストそして右で述べた文書庫の一税のリスト、軍役のリストをして右で述べた文書庫である。従って以下この史料を中心に、同時代の他の史料と突き合わせつつ、右で述べた課題を検託するになくている。従って以下この史料を中心に、同時代の他の史料と突き合わせつつ、右で述べた課題を検託していくことにする。しかし、こうした検討によって得られる結果とにする。しかし、こうした検討によって得られる結果が、イングランド東南部に位置するケント地域に当てはまるものであり、安易に一般化すべきものでないことはまるものであり、安易に一般化すべきものでないことはまるものであり、安易に一般化すべきものでないことはまるものであり、安易に一般化すべきものでないことはまる。しかし、こうした検討によって得られる結果が、イングランド東南部に位置するケント地域に当てはまる。

È

「イギリス」の意味で用いることが慣行であることや、旧り使われない呼称となっていたのみならず、「サクソン」という言葉を悪を用いるべきであるが、「サクソン」という言いを多用することで見失うものが出てくる。ここは、の語を多用することで見失うものが出てくる。ここは、のにはもまりでは、「サクソン」(Saxon)は、ノルマン征服の頃にはあま

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

稿で「征服者」一般を意味する「ノルマン系」に対する精で「征服者」一般という意味をもたせたこともあり、「被征服民」一般という意味を用いる。拙稿「所謂今回は「サクソン」という言葉を用いる。拙稿「所謂クソン系在地勢力との支配関係設定をめぐって」『西洋史学』一二三号(一九八二年)。「アングロ」の「サクソンに対する優越については、次の文献を参照のこと。P. Wormald, 'Bede, the Bretwaldas and the Origins of the Gens Anglorum' in P. Wormald (ed.) *ldeal* © *Reality in Frankish* © *Anglo-Saxon Society*, (Oxford, 1983), pp. 99-129. 鶴島博和「〈Rex Anglo-rum〉: Anglo-Saxon or Anglo-English?」『西洋史研究』新輯第十九号(一九九〇年十一月十八日)。

- (2) 拙稿「所謂"Norman Settlement" について」pp. 33. (3) M.T. Clanchy, England and its Rulers 1066-12 72 (Oxford, 1983), p. 57.
- (4) 一二〇二年の 同修道院の文書庫目録では scrutinium という言葉が用いられている。W.B. Rye, 'Catalogue of the Library of the Priory of St. Andrew, Rochester, A.D. 1202', Archaeologia Cantiana, vol. iii 世フランスの文書庫、文書集、文書 ―中世人の文書観世フランスの文書庫、文書集、文書 ―中世人の文書観ー」『産業経済研究』三〇一二〈久留米大学〉(一九八九年)、pp. 193.

5 の修道士の経歴をもち、John (1114-1137) は同司教で Ernulph (1114-1124) せ St. Symphorien (Beauvais) 教会上層部との間でのなにがしかの暗黙の緊張関係を牛 地域派ともよべる彼等と汎ヨーロッパ的に集まってくる ク文字で 強調したので参照 願いたい)、修道院内部での を作っていたことは(以下本文で該当する箇所はゴチッ 附属修道院 との 祈禱盟約兄弟団(societas:fraternity) の農村有力家系から供給されたことや、その有力家系が る。大江・佐藤・平田・渡部共訳『歴史叙述のヨーロッ 三〇年代にかけての司教は、すべて大陸出 身 で ある。 参事会員 (canon)や一般の修道士が、ロチェスター近隣 パ的伝統』(創文社 歴史学叢書、一九七七年)、 pp. 144 の自らの帰属性(identity)を求める 熱情に あったとす された動機を、サザン(Southern, R.W.) は、ノルマ 庫の文献目録は、fo. 228r にある。 この 文書集が作成 以下註では T. R. と略記するが、本文中では略記を避け んだであろう。 Textus が編 集 さ れ た一一二〇年から ン征服という未曽有の事態に直面したイギリス人修道士 て、Textus Roffensis もしくは Textus とする。文書 Roffensis (Oxford, 1720) があり、本稿でも参照した。 hagen, 1962). 刊本としては T. Hearne (ed.), Textus **―45。後で折々に言及するように司教座や附属修道院の** English Manuscripts in Facsimile, vol. XI, (Copen-P. Sawyer (ed.), Textus Roffensis Part II, Early

後にカンタベリ大司教となった Ralph d'Escures の甥John le Neve, Fasti Ecclesiae Anglicanae 1066-1300, vol. ii (London, 1971) による。

ている。カタログマークは、DRC/R1 である。(補註) 現在は、Maidstone の西ケント古文書館で保管され

2

Otford はカタベリ大司教のマナであるが、Domesday Book によると、三人のセイン(thegn:戦士)がこのマナに属する地積一・五スールング(sulung)の所領を年によると、この三人とは Robert Interpres(通訳または仲介者)と Geoffrey de Ros、及び Haimo の所領を作である。また Robert と Geoffrey は共同保有の形をとり、その所領は年価値八・五ポンド、Haimo の所領は三・五ポンドで合わせて十二ポンドということまでわかる。尚、ここでいう年価値とは、その所領から得られる。尚、ここでいう年価値とは、その所領から得られるないしは得られた「請負地代」額のことである。

Haimo の家は 十一世紀から 十二世紀初頭までケント

征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

五

五

から請け負っている。(15) 上位にランクされるものである。また Tottingto字は、単純にオドの家臣層のそれと比較しても、 merus)または Latin (Latinus) と記録された人物と同 家系であった。 という三つの集落を中心に、ケント西部に局地的に展開 訳」の意味であることにも示されている。「通訳」は、 題は Robert である。 きない。 慮すると、 1から明らかなように、 えられた字名であろう。 った英語を母語とするサクソン人の間に立った人物に与 マン人の調査団と、 Domesday 調査に於いて、フランス語を母語とするノル 人やあら、Domesday Book や Robert Latimer (Lati であろう。それは Latimerus が Interpres と同じ「通 州長官職を占め、 の所領であり、司教が王に贈与した土地であること考 Rosの家系につながるノルマンの騎士であった。問系であった。また Geoffrey も後に下級バロンに属す その全所領年価値は百ポンドを越えている。 確実なことは、 Robert が 直接王から請け負ったとは即断で バロンとして地位のあるそれなりの 調査のためにハンドレッド集会に集 彼はバイユー司教オドの所領請負 もっとも、 Domesday Book & Domesday Lessnes' Chatham A Boxley Robert が請け負った所領は表 この土地はもともとオ また Tottington を王 との数 かなり

表 1 Domesday Book における Robrert Latimer が請け負った所領

| 貸与者                | 所領  | 地積 (sulung)                         | 漬(sulung)   年価値   請負                             |   |
|--------------------|---|-------------------------------------|--|---|
| 大司教                | Otford  |                                     | £ 8.5  | £ 8.5                                     |
| オド、バイユー司教          | Lessnes Bromfield Chatham Boxley Harberton Testan Bensted | 4<br>1<br>6<br>5<br>-<br>1<br>1yoke | £ 22<br>£ 5<br>£ 15<br>£ 30<br>£ 3<br>£ 5<br>£ 2 | £ 30<br>£ 5<br>£ 35<br>£ 40<br>£ 4<br>£ 5 |
| Richad fitz Gilbrt |   | 6acre                               | £ 6  | £ 6                                       |
| 国王                 | Tottington  | 0.5<br>1yoke <sup>**</sup>          | £ 2<br>£ 0.5                                     | £ 2<br>£ 0.5                              |
| 計                  | -   |                                     | £ 94   | £ 138                                     |

\* 1 スールング(sulung) = 4 ヨークス(yokes)

D.B.より筆者作成

六

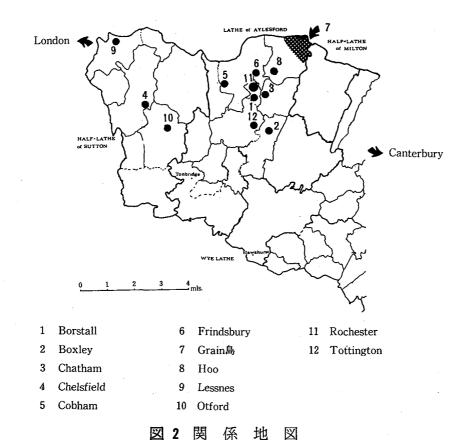
さ

騎士であったろう。騎乗の可能: る。恐らくは馬に乗ってケント Geoffreyと同じ戦士層に属すると証言していることであ ていただきたい。 Monachorum などで、 なお本稿にでてくる主要な地名は図2を随時参照 同時代人たちが彼を Haimo 性については の 田園地帯を走り抜けた 4 で 述 P

berto Latimi, et Ælfuuino frater ejus praeposito de (知) Chetham")。 Ælfwin は Robert の中心所領の一つで ると、 サクソンであるといえよう。兄弟の Chatham との密接もその名前がサクソン流であることから、Robert自身も comitis, Rodberto scilicet de Sancto Amando, et Rod-イ lric الم Godgyfe 教座の canon を経験した、 主」であった可能性が高い。 ン系豪族の出であり、 な関係を考えると、彼らは Chatham に根を張るサクソ ある Chatham の代官 (praepositus) であるが、 役人と記されている ("liberavi jam ministris vice-て の 0) )指摘も可能性なしとはいえない。 と Godgyfe が彼らの両親であるというドゥ・ブレ Ælfwin という兄弟とともに州長官 Haimoの Robert なる人物は、 Robert せ Chatham そうするとロチェスター Chatham Textus Roffensis の聖職者 の「在地領 何より Æge-によ 司

> て用いた。 語を流暢 征服後司教オドは、 それは征服直後の不安定な情勢で、 に操るサクソン人「在地領主」を請負人とし 「通訳」という 字名をもつ フラン ノルマン

ス



た。 時代人から Haimo や Geoffrey de Ros と同じくセイン と呼ばれたのである。 の設定を可能にしたのであろう。だから 系貴族オドにとって間接的な形であれ所領支配を確実に そして、 方サクソン このような関係こそが、 系の 「在地領主」 にその地位を保証 両者の封建的関係 Robert は、 同

収入を得るとある。 は を、 Robert Latimer 史料の上から姿を消すことになる。その後 Chatham は(⑵) の手にわたり、 大司教アンセルムから保有していた Grain 島の沼沢地 Robert は一一〇〇年頃には亡くなったようである。死 とも改名したものであろうか。一〇八六年の時点で Rob Haimo を始祖とする Crevequer 家の中心 所領 となっ に寄進した。 に瀕した Robert は、 Robert は生まれたときからの名前であろうか。 は明らかに成人に達していた。 大司教の許可を得てロチェスター教会と附属修道院 封主の手中に復帰 こうした経緯を考えると、 修道士はこの土地から毎年三十シリングの 後継者のいない Chatham の豪族の家も はある時点で Haimo の封臣となった Rebert の死後、 死後の祈禱を念じて、カンタベリ (escheat) する故に、 また男子を残さず、 相続 彼の所領は Haimo 人な L おそらく の 所 それ

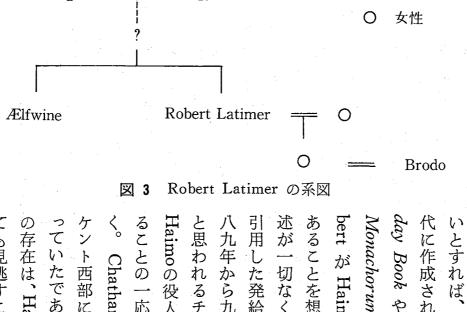
Godgyfe

服 直後におけるサクソン系住民の改名について

せ

Ægelric

賜された一〇八八年直後であろう。もし彼の所領が Haimo を初めとする何人か イングランドの所領を没収され、 のであろう。その時期は、 バイユ ļ ケント もしこの推測が正し 司教 オド の直属封臣 に関して言えば が最終な と下 的



day Book & Domesday ることの一応の説明はつ と思われるチャーターで、 引用した発給年代が一〇 述が一切なく、註(17)で あることを想像させる記 Monachorum とは、 代に作成された ても見逃すことのできな の存在は、Haimo にとっ っていたであろうRobert Haimoの役人として現れ ケント西部に影響力を持 九年から九六年のもの Chatham を中心 が Haimo の封臣 一〇八〇年 Domes-で

八

Geoffrey de Ros らノルマン系騎士と、共同保有すると 建的主従関係を結び、またロチェスター近辺に定住した て、オドや Haimo といったノルマンの聖俗バロンと封 考えると不自然ではない)彼は流暢なフランス語を操っ が(もっとも大陸への玄関というケントの地理的環境を 生まれた可能性が高い。どの様に修得したかは知らない から Robert と大陸流に名を改めたものと思われる。 いった密接な関係を作り上げる中で、サクソン流の名前 を考え合わせると、Robert は一〇六六年の 征服以前 に ○年ごろ死期を迎え、かつ結婚した娘がいたなどの状況 一〇八六年にすでにオドの所領請負人であり、一一〇

(6) 本稿では P. Morgan(ed.), Domesday Book, I Kent (Chichester: Phillimore, 1983) を使用した。以下註で

は D.B. と略記する。

- (~) "lpse archiepiscopus tenet Otefort in dominio. ... uillanos cum xi bordariis habentes iiii carucas. ..... dium et ibi habent in dominio iii carucas et xvi ...De hoc manerio tenent iii teigni i solin et dimi-Teignorum xii libris. (D.B., i. fo. 3a.)"
- $(\infty)$  D.C. Douglas (ed.), The Domesday Monachorum of Christ Church, Canterbury (Royal Historical Society, 1944). 以下註では D.M. と略記する。
- (Φ) "Otteford est manerium archiepiscopi ······Et hoc p. 87)" et x. Et hoc quod Rodbertus interpres et Gosfridus quod Haimo inde tenet est appretiatum Lx solidis de Ros inde tenent viii libris et x solidis. (D.M.
- (10) この問題は、本来は農村構造を明らかにしていく論文 episcopo Berewic pro uno manerio. ..... Modo vii wick in Lympne のマナを大司教から保有している。こ のなかで体系的に議論すべき問題であり、筆者の課題と されている。"Willelmus de Eddesham tenet de archi militum)という項目の中に入れられ、 次のように記録 の所領の記載は D.B. では 大司教の 騎士の 土地(terra の註(13)を参照のこと。 William of Adisham は 表していることを示しておきたい。請負については後述 したい。ここでは一例を挙げて、価値が「請負地代」を

libras et tamen reddit xi libras. (D.B., i. fo. 4c)。 D.M. のこれに相当する箇所では、次のように記録されている。"habet Willelmus de Edesham de terra monachorum i manerium de archiepiscopo Bereuuic quod tenuit Godricus deaconus……et est appretiatum xi libris. (D.M., p. 92)"修道士や聖職者の生活維持のために充当されていたマナが、ノルマン征服後騎士領にために充当されていたマナが、ノルマン征服後騎士領についてあると記載されているのに対して、D.B. では十一ポンドであると記載されているのに対して、D.B. では十一ポンドであると記載されているのに対して、D.B. では十つポンドは、ウイリアムが得る「請負地代」を獲得していた。ら、被授封者つまり騎士は「請負地代」を獲得していた。ら、被授封者つまり騎士は「請負地代」を獲得していた。

- 67, n.21 を参照のこと。 織』の三人の騎士」『歴史』六十四輯(一九八五年)、p.(11) Haimo の家系については、拙稿「続『バイユーの綴
- Robert Latimer について触れた。 三輯(一九八四年)、 p. 66 及び n. 38 で Ros 家と(12) 拙稿「『バイユーの綴織』の三人の騎士」『歴史』六十
- 地代を内容とする「『貢租』が生産物の 形態を とりつつを表す〈feorum〉の発展形態であるという田中正義の食物を表す〈feorum〉の発展形態であるという田中正義の論でされていたことは歴史家の共通認識となりつつある。 1 十一世紀、多くの所領においてマナが請負によって経

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

これは、本稿の守備範囲外の問題ではあるが、筆者の将 のもいたことを指摘しておく。尚、firma が「貢租」か ろう有力者の存在を仮定し、それを「在地領主」と呼ぶ マナないしは村落共同体内で地代支払いを差配したであ 体に伴う請負と違って、領主対マナないしは村落共同体 あるとすれば、所謂「請負地代」は後の直営地経営の解 きたい。十一世紀の請負が、食物地代の転化したもので 来的課題の一つであるので、ここで次の点を確認してお 後の研究が、氏の提起した問題を解明したとは言えない。 を解明すること」が必要であると結論した。しかしその 確に区別しつつ、同時にそれらの歴史的有機的絡み合い れを徴収する機構と賦役農奴制機構とのそれぞれを、 で設定されるのではない」とし、「貢租形態の 推転と こ 設定されるのであって、決して国王対直接生産者の関係 究におる用語の一貫性を保つために「請負地代」という Domesday のような王側の史料では表に現れてこないも 主」の具体的な存在形態については、ここでは考えない。 ことにしたこと。以上の二点である。もっとも「在地領 の関係で設定されたであろうこと。そして、この場合に ただ Robert のように自ら請負人や封臣になるものもい 『封建地代』に転化する」という所謂「公力説」を批判 地代」かについては、ここでは議論を避け、 「『貢租』は、あくまでも国王対村落共同体の関係で 後述する Arnulf のように十一世紀の時点では、

九 ( 九)

言葉を用いる。田中正義『イングランド封建制の研究』 お茶の水書房(一九五九年)及び 同「firmarii 考」『立お茶の水書房(一九五九年)及び 同「firmarii 考」『立お茶の水書房(一九五九年)及び 同「firmarii 考」『立った おける 封建地代の生成について」『歴史学研究』 二六八(一九六二年)、pp. 40-45. R.S. Hoyt, 'Farm of the manor and community of the vill in Domesday Book', *Speculum*, vol. 30, no. 2 (1955), pp. 147-169, R. Lennard, *Rural England 1086-1135* (Oxford, 1959). E. Miller, 'Englad in the Twelfth and Thirteenth Centuries: An Economic Contrast?', *Economic History Review*, vol. 24, no. 1 (1971), pp. 1-14.

- (4) 所領価値の総計だけに限定すれば、十二世紀の中葉に chy, op. cit., p. 64.
- (5) "Rotbertus Latinus tenet ad firmam de Rege Totintune de nouo dono episcopi baiocensis pro dimidio solin se defendit. …… lsdem Rotbertus tenet in Totintune ad firmam de rege i jugum. et istud est de novo dono episcopi baiocensis. (D.B., i. fo. 7b)" (16) 当時の戦士または騎士を表わす 'tegnus' や 'miles'

- 史研究』三十四号(一九八三年)を参照のこと。ングランドに於ける《miles》概念について」『イギリスという言葉の意味に関しては、拙稿「十一・十二世紀イ
- 17 cestra, Gosfrido Talebot, Goisfrido de Ros, Radulfo stealla, praesentibus testibus istis: Ansgot de Roue de Rouecestra de nostra dominica terra de Burche ino frater ejus praeposito de Chetham, et Grentoni de Sancto Amando, et Rodberto Latimier, et Ælfuu liberavi jam ministris vicecomitis, Rodberto scilicer quos pro illis tribus dedi regi in cambitionem sunt muro circumquaque. Et illos tres acros terrae australem partem civitatis forinsecus, qui jam inculsi ibi ortum suum, juxta murum de foris versus acris, quos Odo, Baiocensis episcopus, dedit ecclesiae quam ei promisi post Uuærram Rofe, pro illis tribus esse adversus regem de illa cambitione terrae potest. Volo, vos omnes scire, me jam quietum salutem, et benedictionem dei, et suam quantum gracia dei, episcopus, Haimoni vicecomiti, et omni-Sancti Andreae, et monachis nostris, ad faciendum bus baronibus regis de Cænt Francigenis et Anglis 年代一〇八九年から 九六年の間に 同定した。『バイユー の綴織』の三人の騎士」p. 66. "Gundulfus, Rofensium 関係の特許状を参考までに全文掲載する。旧稿で発給

pincerna Ade, Rodulfo clerico, et aliis multis de nostra et familia de civibus ejusdem villae. (T.R., cap. 204, fos. 211v-212r)"

- (18) Ælfwine=elf+friend 木村正史『英米人の姓名—由来と史的背景—』(弓書房、一九八〇年) pp. 175. サクソン系の名前を同定するのには、Olof von Feilitzen, Uppsala: Nomina Germanica, 3 (1937) がよいが、 Uppsala: Nomina Germanica, 3 (1937) がよいが、 ひが Domesday Book そのものにあたった。
- (空) F.R.H.Du Boulay, The Lordship of Canterbury (London, 1966), p. 99, Ægelric=noble+ruler. T. R. の関係箇所は以下の通り。"Ægelricus presbyter de Cettham, qui quondam canonicus ecclesiae Sancti Andreae extiterat, pro anima uxoris suae Godgyfe, et pro eo quod sepelierunt eam honorifice monachi, dedit eis unam mansam reddentem xii. denarios per annum. (cap. 158, fos. 190v-191r)"
- p. 87)." 少なくとも 封建制的諸関係の末端では、十一で二十四ポンドと一騎士役を大司教に給付する (D.M., がある。"et tamen qui tenet illud reddit inde xx がある。"et tamen qui tenet illud reddit inde xx で二十四ポンドと一騎士役を大司教に給付する (D.M., で1)。 軍役が「請負地代」の一部として支払われていた事例

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

世紀の時点においては、請負地(terra ad firmam)と 世紀の時点においては、請負地(terra ad firmam)と たい。

(21) "Rodbertus Latimier, imminente articulo mortis suae, dedit ecclesiae Sancti Andreae, et monachis illic deo servientibus, unum mariscum, infra insulam de Grean, pro anima sua inperpetuum. Quod donum concessit libenter archiepiscopus Anselmus, de quo tenuit illum. Et monachi habent inde singulis annis xxxta solidos. (T.R., cap. 101, fos. 182v-183r.)" この贈与を大司教アンセルムが快諾していることから、このの当をが行われた時期は、アンセルムが大司教職にあり、この間であろう。そこから三年、そして一一〇六年から九年の間であろう。そこから、一応 Robert の死亡時期を一一〇〇年頃とした。Cf. R.W. Southern, Saint Anselmand his Biographer (Cambridge, 1963), pp. 138-

史

179.

 $\widehat{22}$ リングを強奪したとある。彼女の死後 Frindsbury 在の の会衆列席のもと、聖アンドリューの祭壇の前で取り結 列(processio)のあと修道士とフランス人やイギリス人 を寄進した。この契約(conventio)は、ある日曜日の行 うことなどを約して、修道院に Frindsbury にある土地 後埋葬して死者周年記念の祈禱(anniversarium)を行 ぞれ一人ずつを、身の回りの世話のためにおくこと、死 いままで彼女に使えていた下僕とメイドのうちからそれ と、死に旅立つまで相応の衣食を保証してもらうこと、 老後を迎えた彼女は、Robert の 魂を 祈禱してもらうこ れた契約についての記録が残っている。 その娘婿 Brod priest は修道院が彼女に与えた六〇シ 未亡人のそれである。また Robert 夫妻には娘がおり、 ばれた。契約書から窺われる彼女の姿は、地方の名士の と、 この契約は司教 Gundulph の 死後からカンタベリ Roffensis が概ね時代順に 配置されていることからする 所領を相続できると考えていたからであろうか。Textus 下契約書の全文を掲載する。 八年から一一二三年の間に交わされた可能性がある。以 大司教 William de Corbeil の就任以前、つまり一一〇 Robert の妻とロチェスターの 修道士達の 間で交わさ 夫に先立たれ、

"Haec conventio habita est inter monachos Rofenses et uxorem Rodberti Latimarii. Haec mulier tenebat

post processionem ante altare Sancti Andreae, astanaffirmabat. Diu ergo ante mortem suam, placuit ei, ut chorum, non alicujus parentum illius, sicut ipsa posito Freondesberiae per singulos annos, et debebat quandam terram de et praeter hoc unum serculum de carne quattuor tibus monachis et Francis et Anglis multis, reddidit terram eandem redderet Sancto Andreae et mona tem autem suam debebat esse Sancti Andreae et monaterram illam tenere usque ad mortem suam. Post mor-Uni autem ejus servienti et uni pedisequae, qui ei norabilem, qualem ejus aetatem et personam deceret diebus in Ebdomada; vestitum vero de camera ho victum videlicet de Celario quantum uni monacho invenirent ei victum et vestitum quam diu viveret calide extorsit, et praeterea promiserunt ei, quia quos postea Brodo presbyter, qui ejus filiam habenat magis confirmanda dederunt illi sexaginta solidos bantur super ipsam terram. Monachi vero pro hac re terram ipsam apostolo Sancto et monachis aeterna tum suorum. Veniens itaque die dominica quandam chis, pro salute animae viri sui, et suae, et paren Thorniduna, et reddebat inde viginti solidos prae liter possidendam, dans cum terra omnia quae habe-Freondesberia quae vocabatur siae servirent, talem darent victum qualem ceteris ecclesiae servientibus. Super haec omnia darent ipsi dominae viginti solidos singlis annis quibus servientes sibi solidaret et vestiret, et cetera sibi necessaria prout vellet ipsa procuraret. Cum autem obiret, conventus eam sepeliret, et anniversarium ejus singulis annis faceret. Hujus conventionis sunt testes, Rodbertus presbyter filius Golduuini presbyteri, Ordegus presbyter de Ho, Radulfus clericus, Hugo clericus, Uuigelus clericus, Golduuinus Grecus et frater ejus Eaduuinus, Eaduuinus fot, Rodbertus secretarius, Gudredus filius Dioringi, et alii multi. (T.R., fos. cap. 187, 200v-201r.)"

23) バイユー司教オドは一〇八六年の時点ではノルマンディで幽閉の身にあったが、Domesday Book を見る限り 「領が没収された 形跡はない。 M. Chibnall (ed. and trans)., The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis, vol. iv, (Oxford, 1973), p. xxix。以下 O.V. と略記。彼が最終的にイングランドから放逐されるのは、一〇八八年にノルマンディ公ロバートと共謀してウイリアム二世に反旗を翻し破れた後である(Odo de Anglia eiectus Baiocensem diocensim repetiit: O.V., vol. iv, p. 146)。オドはロチェスターの町に 五〇〇騎の 兵力でたてこもった(Odo Baiocensis cum quingentis militibus

intra Roffensem urbem se conclusit: O. V., vol. iv, p. 126)。この五〇〇騎の中にはオドとともにノルマンディに帰った、ケント在住の騎士たちがいたであろう。これらノルマンディに帰っていったオドの騎士については、

3

こい。そこで次に我々は途中で改名していった事例を考えてみそこで次に我々は途中で改名していった事例を考えてみ、途中から名前を変えるということがありうるだろうか。

Siward de Hoo の妻 Lyafrun は夫の死後 Grain 島にある沼沢地をロチェスター司教座と附属修道院に、夫婦の魂の救済を祈念して、寄進した。この寄進は司教グンドルフの時代(一〇七七~一一〇八年)に行われたが、司教の死後 Wlfward de Hoo、字名 Henry なるもの(quidam Uulfuuardus, cognomine Henricus de Hou)が、血縁を理由に 寄進地に 対する 権利を 主張した。彼がどのような権利でこれを主張したのか明確な記念は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の慣述は見あたらないが、ケントに特有な均等分割相続の関係が必要といる。

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

史

ward 上図4の この家族はその名前から明らかにサクソン系である。(26) ward, Siward, Edward の三人の兄弟が確認している。 料のマニュスクリプトは史料1及び史料2として掲載し 産の三分の一を修道院に寄進している。 収益がある問題となった沼沢地のみならず、Cobham chorum ecclesiae sancti andreae")、年四十シリングの pannos a monachis Sancti andreae; Wlfuuardus de この Wlfward の寄進を、 妻と息子の Robert およびHerhou, cognomine henricus, accepit societatem mona-の 病 が死んでまもなくの一一一〇年代であろう)死に瀕する 求故に、 家系図である。 分の K かかった Wlfward は、 前者は註 禱盟約兄弟団に入会し (unde requirens monachiles 側 0 税と Hoo Wlfward de Hoo の系図を参照のこと。 間もなくして(時期的 血縁であろう。 修道院側に言わせると、 後者は註 の十分の一税を半分、そして死後財 図4はそうした前! 要求を撤回して修道士たち (25)に全文をあげた。 に言えば司教グンド 同家に関する史 か かる邪 で描 さて ルフ な た

存中に名前をサクソン式から大陸式に変える仕方の実例

Henry を名乗っていることである。

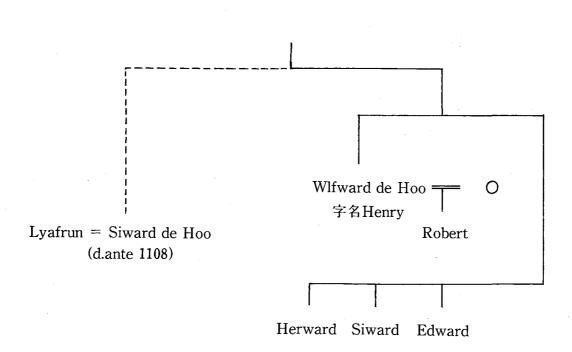
ここに我々は、

生

字名とし

7

ここで重要なのは Wlfward de Hoo が、



Wlfward de Hoo の系図

四 四

の世代の苦労が偲ばれるのかもしれない。 ら征服後第一世代に属していたといってよいだろう。こ れない。どちらにしても、一一一〇年代の死亡というか かったのかもしれない。もしかしたら単なる流行かもし たは自己保身的に名乗ったか、または名乗らざるを得な わからない。ノルマン人と接する機会が多く便宜的にま ういう動機で字名を持つようになったのか、その経緯は を見る。 つ、大陸式の名前を字名として続けるのである。 つまり従来からのサクソン式の名前を名乗りつ 彼がど

grecus"の例がある。との事例は、Goldwin なるものが (haga terrae) とそれに隣接する王の土地の一部 が本名になっていく例に、"Golduuinus cognomento に属するロチェスター市 に ある 二つの都市土地保有地 息子を**附属修道院の修道士**にする た め に、Frindsbury てしまったのではないだろうか。十分ではないが、字名 マン系騎士と関係が深く、従って字名の方が本名となっ もしれない。しかし彼の場合、在地有力騎士としてノル ○, cognomine Robertus Latimerus と名乗っていたか あくまでも推定での話だが、 Robert Latimer も○○ 及び Borstall に属する 墓地横の 都市土地保有地 同修道院に寄進することを約束した契約書 (の権

る。そして彼自身か周囲の人たちが、彼を Goldwin よ(22) よなり、"Golduuino greco" とよばれてい えていき、結果として改名したことになる。 りも Grec と呼ぶようになると、サクソン流の名前が消 現れているが、この度は字名で(cognomento)という はないであろう。彼は、いくつかの寄進状で証人として ン系の名前かどうか、現在手持ちの史料では確認できな 以外の別の言葉を操ったのであろう。 Grecue がノル リシャ語、もしくはより可能性が高いであろうが、英語 見られる。彼は、註(22)にあげた 寄進状で、(27)(28) いが、字名が本名になっていく例としては考えれば問題 の意味であろう。Robert Latinus との関係でいけば、ギ ことはまちがいない。Grecus は Graecus (ギリシア人) Frindsbury にかなりの利害関係をもつ有力者で あった win は、 証人となっている。また、寄進の内容からしても Gold-未亡人がやはり Frindsbury 在の土地を寄進したさい Robert と同じまでとはいかないまでも

名前を与えている。征服後の第二世代が大陸流の名前 もっていくことに関しては4で扱う。 さらに Wlfward は、息子に Robert という大陸風

次に Wlfward の属する階層を考えてみよう。

直後におけるサクソン系住民の改名について

史

が、 ンド てい は、 集落規模を表にしたものである。 えてこないのである。 ることは間違いあるまい。 に入会して 死後の祈禱を 願うことが できる 家系 に際して修 れ 名前は記録されてい 領であった。 落である。 家が、 1 はり豪農であり、 たときには、 な て祈禱盟約兄弟団に入会していることからも、 隷農であっ たであったろう。 とうし の ر ر ه ド は かも 収入 証聖王時代には、 Rochester Robert と同列に論じられない 従って彼は 表2を見て 前述の 道院 た豪農や のある沼沢 Domesday Book たり小屋住農であるとは考えにく に財産を寄進し、 村民 における Hoo Robert Latimer が同じく死 Hoo 市 ない。Wlfwardの名前も見ら Domesday (villanus) 在 年四〇シリングつまり二ポ これ の 地の権利に関係 Hoo 北 地 た 0 東に 領 は史料の性格として銘 だ Domesday 有力農民の 主」といっ は き K 位置する大きな集 た の 祈禱盟約兄弟 の の は 征 口 調 保有関係及 な 服 サクソ ル か 査 直 としても、 BookK 家系であ た層 た が 前 ح K 伯 含まれ り れは、 ン 実 の が見 施 の エ 団

表 2 Domesday Book における Hoo の保有関係及び集落規模

| 保有者 I                   | 保有者II                                    | 地積 <sup>1</sup> | 年価値                | 請負料  | <b>犂</b> 隊 <sup>2</sup> | 村民 <sup>3</sup> | 小屋住農生 | 奴隷5 |
|-------------------------|--|-----------------|--------------------|------|-------------------------|-----------------|-------|-----|
| バイユー司教                  | 請負人                                      | 33              | £ 60               | £113 | 4/43                    | 97              | 61    | 12  |
| オド                      | Adam son <sup>6</sup><br>of Hubert<br>家臣 | 1.2             | £ 1.5              |      | 0.5/0.5                 | 4               | 1     |     |
|                         | Anschitil of Ros                         | 3               | £6 5s <sup>7</sup> |      | 1/1.5                   | 5               | 12    | 1   |
| Richard of<br>Tonbridge | ·  | 0.5             | £ 2                |      |                         |                 |       |     |

D.B.より筆者作成

- 1 単位はスールング (sulung)
- 2 A/B のAは領主直領地での犂隊数。Bは農民保有地上での犂隊数。
- 3 villanus の訳。
- 4 cottarius の訳。
- 5 servus の訳。villanus や cottarius と離れて、教会、牧草地 (meadow)、森、豚と同じセンテンスで記録され、物権的扱いを受けているので奴隷と訳した。
- 6 実際にこの所領は Adam の家臣によって経営されていた。"ibi habet unus homo eius dominio dimidiam caruca". (D.B., i. 8b)
- 7 シリング。

mtramicalà degreen panima ina mp perini. Unod domi concessir libencer archiepi anselm. dequo cenuic illum. Emonachi habent inde singulis anus.

Egelnothus quiclaph; homo regul de hou. simulit decht eeclig sei andreg se monachis inni mariscu meade insula psilvo siw gda que secu monachisto. Degi marisco habene monachi xv. solidos uno eq; anno. Ethoe donu quoq: concessir anselm archeps; Osbern debliceha

accepte locretaté monachor ecclie séi an dres. « L'ai concessat est decrma de geddm et éta sua cénalité despua habent singulal armos duadecm soludos monachs;

yaftun quefunt uvoz sviniarch de hou decht ecclie kian dree et monaches ibide des servients; post mozee ipsi unissen sviniardi unum mariscu instra insula degream pamima sua-expamima ipsi sviniardi maritissin etnalit possidendu-ethoc donus fect maipose oundult epi. Post mozzi u 19si epi. quida unultunardul cognomine den ricul de dou calcimaz est ipsu mariku dicens suri cè debere pesangunuzacis pa rencelà. Si intra calcima illa insu mac est admozzi unde regions monachiles pannos amonachis lei andrec es quia imperiaux est perit calcima illam pannose dei se redeptione amine suae dinniti. serpsi mariscu ecclie ki andre estimonachis es omino quietu clamani unscla sclos. Dequo singlis anni ha bent monachi incle estraginea solidos.

If mardul debon

Legmonnne hem is accept beckenz mo

nachor eache lei andree popua decht ell co

tà decima firà decobbehà. Poltea ii alianne
decima firà dehou dinnehà concellit ell
extercià parte fue lubliancie polt mani
firà. Les uvos illi exfili linul Robbi. exfii
finà les uvos illi exfili linul Robbi. exfii
fina heremand indelicet exfimiand exead

unard. Irbentillime ceclleri.

andree drunchá decimá firá declardane.

ā.

(선) "Lyafrun; quae fuit uxor Syuuardi de hou; dedit ecclesiae sancti andreae et monachis ibidem deo sersua et pro anima ipsius Syuuardi mariti sui aeter unum mariscum infra insulam de grean pro anima andreae, et quia impetrauit quod petiit, calumniam unde requirens monachiles pannos a monachis Sancti esse debere per consanguinitatis parentelam. Sed copi, quidam Uulfuuardus, cognomine henricus de Gundulfi episcopi. Post mortem vero ipsius episnaliter possidendum, et hoc donum fecit in tempore 年三月七日の晩課の後といわる。Le Neve, op. cit., p secula seculorum. De quo singulis annis habent dimisit, et ipsum mariscum ecclesiae sancti and hou, calumniatus est ipsum mariscum, dicens suum vientibus; post mortem ipsius uiri sui Syuuardi fos. 183r)" monachi inde quadraginta solidos. (T.R., cap. 104 illam pro amore dei et redemptione animae suae infra calumniam illam infirmatus est ad mortem et monachis ejus omnino quietum clamauit in 司教グンドルフが死亡したのは、一一〇八

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

75.

- (2) "Wlfuuardus de hou, cognomine henricus, accepit societatem monachorum ecclesiae sancti andreae, pro qua dedit eis totam decimam suam de Cobbeham. Postea vero alia vice decimam suam de hou dimidiam concessit eis, et terciam partem suae substantiae post mortem suam. Quod uxor illis et filius suus Rodbertus, et fratres sui Hereuuardus, videlicet et Siuuardus et Eaduuardus, libentissime concesserunt (T.R., fo. 183v. cap. 105)."
- (%) Herward=army+guard, Siward=victory+guard, Edward=rich+guard.
- (27) T.R., cap. 164, fo. 191v. この契約書の全文は以下

"Golduuinus, cognomento Grecus, dedit ecclesiae Sancti Andreae et monachis, pro filio suo ibidem facto monacho, duas hagas terrae in Rouecestra, pertinentes ad Frendesberiam, et partem terrae regis quae est juxta ipsas hagas. Praeter has autem hagas dedit et dimidiam hagam juxta cimiterium appendentem ad Borchstellam; sed istam dimidiam hac conventione dedit, quod eam tenebit, donec monachi alias hagas hinc et inde habeant, et domos auferant ad ampliandum cimiterium suum. Et tunc

史

sine omni mora vel contradictione tradet eam in manus monachorum, vel ipse si vixerit, vel uxor et filii ejus si mortuus fuerit. Hujus conventionis testes sunt, Heruisus ardiaconus, Radulfus clericus et Rodbertus filius ejus, Golduinus presbyter, Gelduinus et Rodbertus monetarii, Gundredus filius Diringi, Stephanus filius Goduuini, Uuiet filius Goduuini, et alii multi." Goldwin には妻と修道士になった息子と、もう一人以上の息子がいたことがわかる。この文書の作成年代は、archdeacon の Hervey が証人になっていることで確認できる。彼の存在が史料で確認できる時期は、ある。従ってこの期間中に作成されたと考えられる。Le Neve, op. cit., pp. 78-79.

(28) Domesdey Book によると、司教自身も Rochester に八〇の都市土地保有地(mansura terrae)をもち、それは Frindsbury と Borstall の司教マナに属するとある。また都市土地保有地を司教は請負に出している。その請負地代は十一ポンド十二シリン グ四ペンスになる。"In Rovecestre habuit episcopus et habet adhuc quarter xx mansuras terrae quae pertinent ad Frandesberie et Borcstele propria eius maneria. T.R.E. et post ualebant iii libras. Modo ualent viii libras. Et tamen per annum reddunt xi libras et xiii solidos et

iiii denarios. (D.B. i., fo. 5b)" "Sed tamen ille qui tenet reddit inde xi libras et xiii solidos et iiii denarios. (D.M., p. 97)"

29 aliis. (T.R., cap. 166, 192v)" この文書の作成年代は' sitis de Rouecestria, Letardo praeposito monachorum ceperunt. Testibus his, Rodberto et altero Rodberto post obitum ejus et uxoris ipsius. Et hoc fecit pro cum domibus quae super eandem terram erant, Sancto delicet, quod concessit terram illam, in qua manebat Le Neve, op. cit., pp. 75-76. Coc も息子を修道士に 年である。従ってこの期間中に作成されたと考えられる。 Blund, Sinot mercatore, Willelmo portario, et multis Golduuino Greco. Gudredo, Eduuino fot, Godrico Haliman presbyteris, Radulfo clerico, Hugone, Wilfilio suo, quem idem monachi ad Monachatum re-するために寄進している。 できる。彼の司教在職期間は、一一一四年から一一二四 契約が司教 Ernulph との間で 結ばれていることで確認 filio Uuennith, Heimone filio Cenestan, Willelmo Le lelmi de Clouil, Hugone diacono et Nigello praepolelmo, Radulfo de Sancto Claro, Rodberto filio Wil-Andreae et monachis ejus eternaliter possidendam Ernulfo, et monachis Sancti Andreae apostoli, vi-"Haec est conventio, quam fecit Coc cum episcopo

地と農民保有地の間の有機的結合はみられない。

30

"Ipse episcopus Baiocensis tenet in dominio Hov

bus. Terra est L carucae.

存在していた。奴隷(servus)がこれを構成したとする で一犂隊を構成していた。最後に、③直領地上に四隊が 屋住農で一犂隊を構成していたことになる。つまり四人 犂隊が九七人の村民(villani)によって 保有されたとす でしかない。次に②〈villanus〉と〈cottarius〉は犂隊 牧草地や豚の放牧地と並んで列挙される「物権」的存在 隊を構成する生産主体であるのに対して、後者は教会、 れば、二・六人の村民と補助労働力である一・四人の小 を構成するも、後者は補助者的存在を匂わせる。四三の 〈servus〉の間に大きな階層上の 段差がある。 ように、まず Hoo では、①〈villanus〉・〈cottarius〉と 摘しておきたい。Domesday Book や表2から明らかな 止にしておく。前述註(13)参照。但し、次の点だけは指 絡み合いを解明する」必要性を感じつつも、本稿では領 prati. Silva. xxx porci (D.B.i, fo. 8b)"「貢租形態の carucas. Ibi vi æcclesiae et xii serui. et xxxii acrae c villani iii minus cum Lxi cottariis habent xLii 主直領地と賦役農奴制機構の問題は、とりあえず判断停 れを、明確に区別しつつ、同時にそれらの歴史的有機的 推転とこれを徴収する機構と賦役農奴制機構とのそれぞ pro L solins se defendit T.R.E. et modo pro xxxiii 三人で一隊を構成したことになる。ここでは、 In dominio sunt iiii et 前者が犂 いったのである。この頃に生まの階層的融合が進むに連れて、 系とイギリス系の共同行為が可能になったという。 系とイギリス系の共同行為が可能になったという。 ろうことは、 る第二世代に、 のイギリス人層が誕生し、王への奉仕においてノルマン 世治世中どろから騎士としての訓練をつんだ新しい世代 ても十中八九そうであった。しかしその一方、ヘンリ とってもっとも過酷な時期であった。断言できないにし ほぼ四○年の時期は、イギリス人(=サクソン)貴族に ている。 ステントン (Stenton, F.M.) によると、この が編集されようとしていたころ)ぐらいまでの間を考え 代、つまり本稿の主要な史料である Textus Roffensis からヘンリー世治世初期半ば(一一一〇年代から二〇年 くとは、 征服後しばらくたって状況が落ち着いてきた。しばら ここでは Domesday Book が編纂されたころ 図1からも容易に判断できる。ここに我 親たちは大陸系の名前を与えていっただ との頃に生まれたサクソン系のい 征服後の緊張は弛緩し

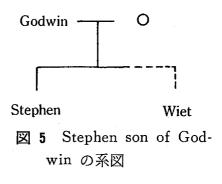
征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

いわゆ

両者

体例を Textus から取り出してみよう。は、自由人層における階層的融合の証左を見る。以下具

frey Talbot の名前も 見られることより、 から、 いが、 uuini"とある。 Wietと Stephen は兄弟の 可能性もあ 物がいる。 書状の証人の中に、 五年から二四年の間に成されたものと思われるが、その 士達の墓地のそばの邸宅を寄進した。この契約は一一一(33) ことを悟って、 あった Domesday の を保有していたことが知られる。 この史料には、(31) で引用した Goldwin 字名は Grec の スティーヴンという大陸流の名前をもっていた。 道士として受け入れられることを望み、そのために修道 自身は一○八八年のオドの失脚後ノルマンディに帰った バイユー司教オドの封臣であり Talbot と密接な関係が ひゃ、"Stephanus filius Goduuini, Uuiet filius God-サクソン系の Geldwin moneyer はおそらく死が近 もっとも Wiet の名前の由来については確認できな Helto の封臣 Cocland of Esceden から放牧地 ノルマン系ではあるまい。Stephen は、 サクソン流の名前であるゴドウィンの息子は ロチェスター司教座聖堂附属修道院の修 Stephen son of Godwin という人 Helto dapifer であろう。Helto 寄進状の Helto は、 別の史料 註 27 証 Geof-人欄



長老に属し、征服後に改名したいうことになり、Stephen son of God-win が Holto から土地を保有していたのは一〇八八年以前ということになり、Stephen は征収前後に生まれた可能性がでてくる。第二世代としてはかなりくる。第二世代としてはかなり

第一世代ということも考えられる。しかし、この史料が第一世代ということも考えられる。しかし、この史料が第一世代ということも考えられる。しかし、この史料がの推論は根拠を失う。

٢ は、 貸し出して、「請負地代」を徴収していたに Chelsfield を保有していた。 直属封臣で征服直後 Arnulf は実際にはこのマナを保有せず、 Domesday Book によるとケントではオドの封臣 の 大 貴 しかしその記述をよく読 族、 Arnulf of 過ぎないこ 第三者 Hesding

や旧稿で触れたので、ここではひとつの事例を提供して(38) マナ内部の「在地領主」ないしは有力者の問題は註(13) ば、 する。……現在二十五ポンドの価値があるが、ここを保する。 Arnulf が、オドに金を支払ってまでマナを請け負って Arnulf of Hesding が少なくとも二十五ポンドの「請 nulf of Hesding は、 とがわかる。 ポンドを支払ったのはだれか。もしこれが Arnulf なら 負地代」を獲得できることを意味している。では三十五 有するものは三十五ポンド支払う。」このマナの価値は、 論点を補強しておく。同じケントにある Oare は、司教 に「請負地代」を支払っていたと考えるべきであろう。 いたとは思えない。むしろ マナ内部の 誰かが、Arnulf が現在請け負っている。そして二十シリングを支払うが、 教から Oare の一ヨークを保有し……ここを三人の農民 この額は同マナの価値に等しい。このことはマナ価値と 三人の村民 (villani) が二十シリングで請け負っていた。 二つのマナのかたちで再授封されていた。その一つは、 オドの保有下にあったが、 封臣 Adam fitz Osbern に 「請地代」の密接な 関係を 物語っている。「アダムは司 司教オドに支払っていることになる。しかし、貴族 史料には次のように書かれている。「Ar-司教オドから Chelsfield を保有

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

能性がある。それは誰か。 請け負ったものも、Oare と 同じくマナ内部のものの可この額は 常にこのマナの 価値であった。」Chelsfield で

societatem totius beneficii ipsius ecclesiae, et super suos quos et quot volebat in fraternitatem, et in ceperunt ipsum Arnulfum cum uxore sua, et homines り、自分たち 夫婦と 家臣達が、 Rochester の祈禱盟約 状が Textus に残っている。 この寄進状は、Arnulf of of Mundubleil の封臣で、一一六六年の所謂 Simon は、Arnulf of Hesding の後継者 である Pain patre et matre) 司教グンドルフと修道士達に発給したも hoc fecerunt unum annuale missarum pro defunctis 兄弟団に入会するために(episcopus et Monachi sus-Chelsfield なるものが、両親とみずからの魂の安寧を祈 耕地付き農奴(villicanum cum quinque acris terrae) のである。寄進の対象となったものの中に五エーカーの を支配した 領主 である。さらに Arnulf の孫である がいる。ここにあらわれてくるのは隷属農民の人格まで った。それ故、Arnulf of Chelsfield は、Arnulf of Baronum では五騎士役を Pain に対して負う騎士であ 一〇九六年から一一〇七年までの間に発給された寄進

食物地代(feorm)の発展形態である請負地代 能性が高く、Arnulf of Chelsfield は、マナに課された Domesday Book では Hesding とは別人で、 地領主」であったと言ってよいであろう。 を集め取りまとめ、 のは三十五ポンド支払う。」と されたのは彼で あった可 していた Chelsfield の、 (villanus) の中に埋没してしまう。 「ここを保有するも Domesday の記載では、 それをノルマン系領主に支払う「在 Hesding Hesding 在地側の「見えない領主」であ 彼のような 存在は が司教 の家臣 であ Odo から保 り (firma) 村民 か つ

いる。 ともいえるサクソン系の名前を持つ聖職者があらわ Chelsfield は 時点では考えにくいことから、 もわかるように、 なる請負人を越えた封建的な主従関係を結び、 には、 さらに彼の家系を調査して行くと、図6の家系図 征服者側が被征服者の名前を名乗ることは、 同家が負う騎士役は五と定量化されていた。 孫の一人に Siward という先祖帰 一一六六 との り的 から れ

0

一人がサクソ

ン式の名前を名乗っていることが興味深

ところで我々の当面

の課題からすると、

四人兄弟の内

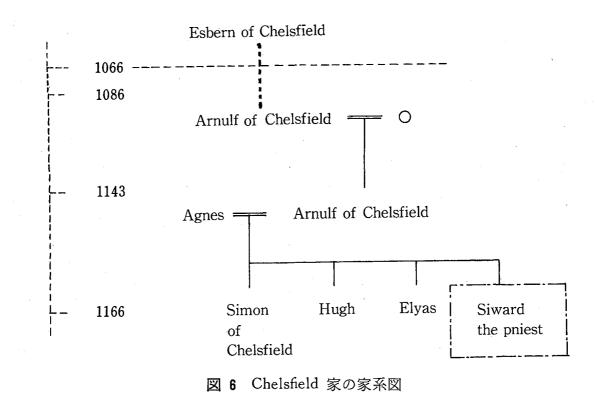
表 3 Domesday Book における Chelsfield の保有関係及び集落規模

| 保有者 I | 保有者II               | 保有者III               | 地積 | 年価値 | 請負料 | 犂隊  | 村民 | ※<br>隷属農 | 奴隷 |
|-------|---------------------|----------------------|----|-----|-----|-----|----|----------|----|
| 司教オド  | Arnuf<br>of Hesding | Arnulf<br>Chelsfield | 2  | 25  | 35  | 2/8 | 20 | 4        | 4  |

※bordariusの訳、他の用語及び単位は表2に準じる。

断できない。 ないわけだから、 えれば、 なるほど、すべて大陸式の名前を与 与えていったのでは 比率でサクソン式と大陸式の名前 ことになり、 は世代を重ねるごとに増加していく 後者に有利であれば、 対する命名法が一般的かどうかは 向 よる命名と大陸式のそれとの割合が を示すであろう。 親が子に命名するときに、 サクソンかどうか判別 しかし、 図1のグラフに近い こうした子供達に ないだろうか。 大陸式の名前 サクソン式に でき

執事の 盟約兄弟団に入会している。 者の名前はサクソン式、 約した寄進書の証人の中に、 Rochester 司教座附属修道院 入会したものであろう家臣の名が さて、Arnulf は そのなかで Simon 兄弟が目をひく。 Athelold と司教 家 臣 後者の名前 ともに それ の 緒 祈 17 0 あ を



あったことを示している。(4)

有り得るとすれば、

Athelold よりも上の 階層に 属

する

このクラスで騎乗することが

Robert や、

Arnulf

が騎乗して

いたことは間

違いあるまい。

同じ

史料

は

と武具

(suos equos

et sua arma) があり、

容が

Textus

に記録されている。

寄進した

ものには馬

彼が騎士で

進を行い、

かつて主君と入会した祈禱盟約兄弟団への入

会を修道院側

K

確認

てもらった。

その際の寄進内

Chelsfield に住んでいた。

は大陸式である。

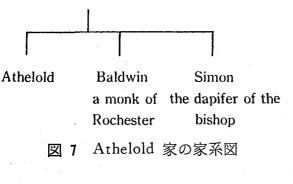
Athelold は、

Athelold of Chelsfield というから、

彼は死に際して、

修道院に寄

従って同家はサクソン人と言えよう。



る。 Arnulf 修道士 Baldwin が記され るサクソン騎士であり、 戦時においては武器を携帯 Athelold の兄弟で同修道院 同家は、 Simon のような司教 修道院に修道士を出 と主従関係を結ぶ また祈禱盟約兄弟 マナ内で 在地 Chelsfield 内の 口 頟 7 一方、 0 チ 主 の W

二五(二五

図を作ると図7のようになる。 を構成するような「在地勢力」であった。以上から家系(タチ)

この問題も含めて5で総括したい。 名前を継いでいる。そして司教座や修道院に関係した二 人が大陸式の名前を持っている。これは偶然であろうか 同家の系図を見ると、兄弟の内の一人がサクソン系の

### 註

- 31 Society, Fourth Series, vol. 25 (1944), p. 8 Conquest', Transactions of the Royal Historical F.M. Stenton, 'English Families and the Norman
- $\widehat{32}$ 盟の絆を作っていった。 (O.V., vol. ii, p. 256)」と証 Orderic Vitalis は、「この時期〔一〇七〇年〕イングラ していたと考えるとすれば、それは時代錯誤であろう。 ンドに平和が訪れ……村や町や都市でイギリス人とノル いたことを忘れてはならない。両者が常に民族的に対立 言している。 マン人は互いに友好的に暮らし、両者の結婚は相互に同 但し、融合は征服直後から、程度の差はあれ進行して

## 33 以下全文を掲載する。

tarius cum episcopo Ernulfo et monachis "Haec est conventio, quam fecit Geldeuuinus mone Andreae apostoli, videlicet, quod concessit mansi Sancti

> siae archidiaconus, Radulfus clericus, et filius ejus et Angli. (T.R., cap. 169, fo. 193r)" この文書の作成 Kenestani, Gudred filius Leofgeti, et alii plures Franci et totus conventus fratrum, Heruisus ejusdem ecclead monachatum receperunt. Hujus conventionis Tes Rodbertus, Stephanus filius Goduuini, Haimo filius tes sunt ecclesiae Sancti Andreae prior Orduuinus monachis ejus, pro eo, quod idem monachi ipsum tsam, æternaliter possidendam Sancto Andreae, et pertinentes ad Borcstelle, et vi pertinentes ad Delquietam et liberam, quae reddit ei iiiior acros terrae onem suam, quae juxta cimiterium monachorum なっていることで確認できる。一一一四年から一一二四 年代も、註(2)同様 archdeacon の Hervey が証人に 年の間に作成された。Le Neve, op. cit.,pp. 78-79, 81

34 episcopus Gundulfus dedit Goisfrido Talebot, retinuit uxore sua et pluribus amicis suis, et dedit nobis in tempore defunctis, venit in capitulum nostrum cum opus monachorum suorum, quam et dedit illis æter tis a nobis honorifice tribus filiis ejus sub brevi naliter possidendam. Coclandus de Escedene sepulidem episcopus omnem decimam omnium rerum ad æternum possidendam quandam terram juxta murum "De Æslingeham terra Sancti Andreae, quam wineae nostrae ad orientalem plagam solidam et quietam ab omni censu et consuetudine, excepto quod quando civitas scotabit decem libras, tunc et nos scotabimus pro ipsa terra ad idem scotum tres denarios. Ipse autem et heredes ejus acquietabunt eam cum cetero feudo suo quod tenent de Heltone erga ipsum Heltonem et heredes ejus. De quodam quoque prato, quod Stephanus filius Goduini tenebat de illo, unde habebat singulis annis sedecim denarios, octo denarios concessit nobis, quia alios octo ante dederat hospitali domui infirmorum. (T.R., cap. 193, fo. 202r)" Cocland 心社(名)の Coc 地回し人物であわらから

- (35) 両者の関係は、拙稿「『バイユーの綴織』の 三人の 騎
- (%) Le Neve, op. cit., p. 4.
- (%) "Ernulfus de hesding tenet de episcopo Ciresfel. .....modo xxv libris et tamen qui tenet reddit xxxv libras. (D.B., fo. 6c)"
- (38) 拙稿「所謂"Norman Settlement"について」pp. 28(38) 拙稿「所謂"Norman Settlement"について」pp. 28

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名について

IP33)を参照。

I.E.A. Jolliffe, The Pre-feudal England (Oxford, ナであった。ケントの社会・経済史上の特質については、ナであった。ケントの社会・経済史上の特質については、ストであった。ケントの社会・経済史上の特質については、その間には多様な関係が考えられ、それだけに村とかっての間には多様な関係が考えられ、それだけに村とかっての間には多様な関係が考えられ、それだけに村とかっての間には多様な関係が考えられ、それだけに村とかっての間には多様な関係が考えられ、それだけに村とかっている。

- (\mathrm{R}) "Adam tenet de episcopo unum jugum in Ore......

  Hanc tenent iii villani modo ad firmam, et reddunt xx solidos et tantundem semper valuit (D.B. i., fo. 10 b)."
- et Monachis Sancti Andreae Rofe, totam medietatem totius decimae suae de Cilesfelda, annonam scilicet, et agnos, et porcellos, et caseos, et vitulos, et pullos si ibi sunt equarum, et unum villicanum cum quinque acris terrae pro anima patris sui et matris suae, et pro se ipso. Et episcopus et Monachi susceperunt ipsum Arnulfum cum uxore sua, et homines suos quos et quot volebat, in fraternitatem, et in societatem totius beneficii ipsius ecclesiae, et super hoc fecerunt unum annuale missarum pro defunctis patre et matre. Et isti sunt testes hujus rei. Anscetillus archidiaconus, Radulfus prior Cadomi,

二八(二八)

- (4) 拙稿「所謂"Norman Settlement"とついて」pp. 34-36. "Hii sunt milites Pagani de Muntdubleil. Simon de Chelsfield v milites." Hubet Hall (ed.), The Red Book of the Exchequer, Roll Series no. 99 (1896, rep. 1986), pp. 297.
- 35 参照のとと。 正したい。「所謂"Norman Settlement"について」 p. しまい論点が曖昧になってしまった。ここでこの点を訂(42) 旧稿においてこの点を確認しないままに議論を進めて
- (4) "De Adeloldo de Cilesfelda. (T.R., cap. 176, fo. 196)".
- (4) "Adeloldus, frater Balduini nostri monachi, dedit nobis omnem suam decimam, etiam de mobili pecunia, et quando de hac vita migraverit omnem suam partem totius pecuniae suae, et praeter hoc suos equos et sua arma; et concessimus ei fraternitatem et societatem nostri monasterii. (T.R., cap. 114, fos. 184v-185r)"
- も含めて、場合によっては「在地領主」にもなりうる、(45) ここで用いた「在地勢力」という言葉は、「在地領主」

造の説明のために必要とする理由がある。 それ は、註 稿で展開してきたことは、十一世紀のケントにのみ妥当 day 調査が、王の巡回調査委員による、決められたサー 集合体という形をとり、マナ内の有力者の結合関係が、 ば、「在地領主」と「在地勢力」という 言葉を、 集落構 差が確認されており、その解明は次の問題であろう。本 で行為するものである。但し、村落内の階層に顕著な格 実質的な階層格差があっても、外に対しては共同体の名 はないか。共同体は、その内部に主従関係も含むような が、外に対しては共同体の構成員として行為したからで 民(villanus)と一括記載されたのは、少なくとも彼ら 農村内部の有力者一般をさす意味で 用い た。Athelold 小村間の結合関係とも関係してくる可能性があるからで (38)で述べたように、ケントのマナが小村(hamlet)の することかもしれない。 し か し、 ケントに関していえ ば、王側の意図的な書換えや省略がない限り、彼らが村 で行われ、 それに対する回答がまとめられた、と す れ キット内の州裁判集会ないしは郡裁判集会での質問形式 構成員であったのか否か、という問題で ある。Domes それは、 彼らが(「在地領主」も含めて)村落共同体の 名をなかなか現さない。ここから、一つの問題が生じる。 が、Domesday Book では「在地領主」と同じくその ともあったろう。彼らは武装能力 の ある 自由人である のように、農村内部で「在地領主」と主従関係を結ぶこ

ある。共同体については、S. Reynolds, Kingdom and Communities in Western Europe 900-1300, (Oxford, 1984) を、Domesday Book については、新しいところで E. Hallam, Domesday Book through nine centuries (London, 1986) を挙げておく。

1c Arnulf は Esbern の息子の可能性がある。D. B., i. fo, (Lathe)で 力を持っていた Esbern の子孫で あろう。 棚註) 同家は、征服前に Sutton と Aylesford の レイズ

5

中国検討した人々は、農民上層部、それも「在地領土」層を中心とする「在地勢力」であり、隷属農民を含めた住民全部を対象とはしえなかった。なるほど彼らはは偽らざる歴史的事実であり、そこにあらわれた次に述べる傾向は、すでに述べたように無前提で一般化するこべる傾向は、すでに述べたように無前提で一般化するとは許されないにしても、他に事例が乏しいだけに明断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示していたとは即断であり、彼らの動向が一般的傾向を示してあり、とはいるという。

『征服』直後におけるサクソン系住民の改名についてい 征服後、サクソン 系住民のなかで名前を大陸式に変

る。 Henry といった大陸式の 名前を 持ってくる事例であえる人がいた。その場合特に 興味深 い の は、字名に

- 場合の両者の比率は前者の方が高い。何人かにはサクソン式の名前を与えた例がある。その何人かには大陸式を、ていった。その際、子供のうちの何人かには大陸式を、② 征服後生まれた子供に対して、大陸式の名前を与え
- ③ もっぱら史料上の制約から以下に述べることは推測の域を出ないことを断っておきたいが、征服後から名前を変えた人々は「在地領主」や「在地勢力」であり、彼らは征服者達と接する機会が多かった人々である。 Rober Latimer や Wlfward や Arnulf にしても新いい主君との関係を円満にと望んでの改名であろう。 をらに、司教の執事や修道士といった司教座及び附属修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以修道院に関係するサクソン人の間でも、一〇七〇年以か、改名が進んだようである。
- たことも、忘れてはならない。
  りして、アングロ=サクソンへの帰属性を確保してい名乗ったり、子供の一部にサクソン系の名前を残した
  は、しかし、一方でサクソン人は大陸式の名前を字名で

一九 ( 二九)

らない。 次に我々は、 内部の主従関係もそのまま包含したものである。そこで 道院を核にした、周辺農村の一一〇〇年頃の祈禱盟約兄 (5)た。この団体は、騎士や有力農民からなり、しかも農村 この史料集の一部が、ロチェスター司教座聖堂と附属修 最後に、 Textus Roffensis を読みすすめるうちに、 は、「サクソン」と「ノルマン」の融合の象徴であった。 あろうか。いずれにしても、この時期に進行する改名 治的関係を度外視した〃流行〞に転じていったからで していくのは、それが少なくとも自由人層のなかで政 に見られるように第二世代以降に大陸式の名前が急増 は、大陸式の名前を流行にしていったともいえる。図1 服直後の緊張関係が原因であるとすれば、 (fraternity)の貴重な史料である ことに 気がつい Wlfward に代表されるような、 その実体を解明する作業に入らなくてはな 名前の二重性は征 緊張の弛緩

文化的基盤を持っていた集団が別の集団の名前を受け入くほど改名の問題は重いということであろうか。共通のの「もつれ」の中に入り込んでしまった。「もつれ」にいに、アングロ=ノルマン期における農村の社会的諸関係征、アングロ=ノルマン期における農村の社会的諸関係

問題なのだから。 
問題なのだから。 
の音後の社会諸関係を、ある時は薄く、ある時はは、その背後の社会諸関係を、ある時は薄く、ある時はは、その背後の社会諸関係を、ある時は薄く、ある時は

### 註

- New York, 1979), pp. 54 を参照のこと。 New York, 1979), pp. 54 を参照のこと。
- (47) フラタニティについては、都市史の観点からこれを扱いの底流―』(有斐閣、一九八七年)。 研究―都市上四(一九八〇年)、早川良弥「ヨーロッパ中世前期にカー四(一九八〇年)、早川良弥「ヨーロッパ中世前期における貴族の 親族集団」『西洋史学』一三一号(一九八七年)、坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の 研究―都市 三年)、坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の 研究―都市 三年)、坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の 観点からこれを扱 フラタニティについては、都市史の観点からこれを扱
- 一九七八年) p. 63. (4) 田中克彦『言語からみた民族と国家』(岩波現代選書、